女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令案について【概要】

１　改正の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）においては、第 21 条第１項において国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「令」という。）で定めるところにより、同項第１号及び第２号に掲げる情報を公表しなければならないこと等を規定している。

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 63 号）により、新たに「その任用する職員の男女の給与の額の差異」及び「その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合」の情報公表を義務付けること等の改正が行われた。

こうしたことを踏まえ、法第 19 条第３項及び第 21 条の規定に基づき、令について所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

（１）女性の職業生活における活躍に関する状況の把握

特定事業主行動計画を定め、又は変更する際の状況の把握について、法第 21 条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表における項目と同様に、「その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供」（以下「機会の提供」という。）と「その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備」の項目とする。また、機会の提供の区分に、「女性の健康上の特性に係る取組の状況」の事項を追加する

（２）特定事業主行動計画の軽微な変更

法第 19 条第３項及び第４項に規定する「軽微な変更」として、以下を定める。

・関係法令の改正（条項の移動等当該法令等に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理
・上記に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

（３）法第 21 条の情報の公表

法第 21 条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について、以下の項目は公表が必須であることを示す。

・職員の男女の給与の額の差異
・管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
・各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
・男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況
・職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）のうち、管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

（４）その他

その他所要の規定の整備を行う。

３　根拠法令

法第 19 条第３項及び第 21 条

４　施行期日等

公布日：令和７年 12 月下旬（予定）

施行日：令和８年４月１日